

# 福岡県公報

令和七年二月二十八日  
第五百七十五号  
増刊  
②

## 目次

### 議 会

○福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示  
(議会事務局調査課) …………… 一

### 再 掲

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
(人事委員会事務局給与公平課) …………… 二

## 議 会

### 福岡県議会告示第一号

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月二十八日

福岡県議会議長 香原勝司

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年福岡県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号

」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第四条第一号二中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条第一項第三号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)」に改め、同条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「保有個人情報」を「保有個人情報(前項第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)」に改める。

第八条第七項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「等の通知」を「の際に通知すべき事項」に改める。

様式第二号中「健康保険の被保険者証」及び「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第七号中「第26条を適用する理由」を「第26条の規定を適用する理由」に改める。

様式第十三号中「健康保険の被保険者証」及び「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第十七号中「第36条第1項を適用する理由」を「第36条の規定を適用する理由」に改める。

様式第十九号中「健康保険の被保険者証」及び「健康保険の被保険者証」を削る。

様式第二十三号中「第43条第1項の規定を適用する理由」を「第43条の規定を適用する理由」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の福岡県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

再掲

福岡県広告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年二月二十五日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の六第二項第二号中「、条例第九条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。